

## 2011年一部法定休日の手配に関する国務院弁公庁の通知

国弁発明電（2010）40号

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部委、各直屬機構：

国務院の《〈全国法定休日及び記念日の休暇方法〉を修正することについての決定》に従い、各地区、各部門は、休日中の観光、交通運輸、生産経営等への合理的な手配を図ることとし、国務院の批准を経て、2011年の元旦、春節、清明節、労働節、端午節、中秋節と国慶節の法定休日予定を以下の通りに通知します。

- 一、元旦：1月1日～3日までは法定休日とする。計3日間。
- 二、春節：2月2日（旧暦除夜）～8日までは法定休日及び振替休日とする。計7日間。  
なお、1月30日（日曜）と2月12日（土曜）は通常出勤とします。
- 三、清明節：4月3日～5日までは法定休日及び振替休日とする。計3日間。  
なお、4月2日（土曜）は通常出勤とします。
- 四、労働節：4月30日～5月2日までは法定休日とし、計3日間。
- 五、端午節：6月4日～6日までは法定休日とする。計3日間。
- 六、中秋節：9月10日～12日までは法定休日とする。計3日間。
- 七、国慶節：10月1日～7日までは法定休日及び振替休日とする。計7日間。  
なお、10月8日（土曜）と10月9日（日曜）は通常出勤とします。

法定休日期間中、各地区、各部門は当番及び安全について適切に対応する必要がある。人々が無事に休暇を過ごせるように、重大及び突発の事件が発生した場合は、規定に基づき、即時に報告及び妥当処理しなければならない。

国務院弁公庁

2010年12月9日

【原文のHPは以下】

[http://www.gov.cn/zwgk/2010-12/10/content\\_1762643.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2010-12/10/content_1762643.htm)

以上